

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 章 地位協定特例法関係	第 1 章 地位協定特例法関係
（免税物品の範囲）	（免税物品の範囲）
6 1 法第 6 条に規定する免税物品の範囲については、次による。	6 1 法第 6 条（ <u>（関税の免除）</u> ）に規定する免税物品の範囲については、次による。
(1) 第 1 号の規定により免税される物品には、合衆国軍隊が軍人用販売機関等の用に供するため輸入する物品（机、椅子、事務用消耗品等）を含む。	(1) 第 1 号（ <u>（公用品の免税）</u> ）の規定により免税される物品には、合衆国軍隊が軍人用販売機関等の用に供するため輸入する物品（机、椅子、事務用消耗品等）を含む。
(2) 第 2 号の規定により免税される物品には、軍人用販売機関等がその自用に供するため輸入する物品（例えば、PX 等の事務用品）を含まない。	(2) 第 2 号（ <u>（軍人用販売機関等が輸入する合衆国軍隊の構成員等の用に供する物品の免税）</u> ）の規定により免税される物品には、軍人用販売機関等がその自用に供するため輸入する物品（例えば、PX 等の事務用品）を含まない。
(3) 第 4 号に掲げる物品は、必ずしも既に使用されたものに限らない。なお、自動車（自動自転車を含む。）及びその部品は、第 5 号に該当し、第 4 号の適用はないので、留意する。	(3) 第 4 号（ <u>（構成員等の引越荷物、携帯品の免税）</u> ）に掲げる物品は、必ずしも既に使用されたものに限らない。なお、自動車（自動自転車を含む。）及びその部品は、第 5 号（ <u>（構成員等の私用自動車の免税）</u> ）に該当し、第 4 号の適用はないので、留意する。
(4) 第 4 号の規定により免税輸入できる塩の数量は、たばこ事業法等特例法第 3 条第 1 項第 3 号の規定により輸入が認められる範囲内のものとする。	(4) 第 4 号の規定により免税輸入できる塩の数量は、たばこ事業法等特例法第 3 条第 1 項第 3 号（ <u>（塩の輸入の特例）</u> ）の規定により輸入が認められる範囲内のものとする。
(5) 本人の入国時に「 <u>携帯品・別送品申告書</u> 」（C 5360 B）が提出された第 4 号に掲げる物品に該当する物品で、入国後相当の期間内（原則として、 <u>6 月</u> とする。）に到着したものについては、同号の規定により免税する。	(5) 本人の入国時に「 <u>携帯品、別送品申告書</u> 」（C 5360 2）が提出された第 4 号に掲げる物品に該当する物品で、入国後相当の期間内（原則として、 <u>6 力月</u> とする。）に到着したものについては、同号の規定により免税する。
(6) 第 5 号に掲げる「部品」には、附属品を含む。	(6) （同左）
(7) 第 6 号に掲げる物品には、外国から一般の外国郵便物として発送され、日本国内において軍事郵便局（APO）に引き継がれるものは含まない。	(7) 第 6 号（ <u>（構成員等の私用品として郵送された物品等の免税）</u> ）に掲げる物品には、外国から一般の外国郵便物として発送され、日本国内において軍事郵便局（APO）に引き継がれるものは含まない。
(8) 第 6 号の「家庭用品」として免税輸入できる塩の数量については、上記(4)と同様である。	(8) （同左）
（関税等の徴収手続）	（関税等の徴収手続）
12 - 4 法第 12 条第 3 項の規定に基づく無許可譲受物品の関税等の徴収手続等については、次による。	12 - 4 法第 12 条第 3 項の規定に基づく無許可譲受物品の関税等の徴収手続等については、次による。
(1) 同項を適用して関税等を徴収する場合においては、関税法基本通達 8 -	(1) 同項を適用して関税等を徴収する場合においては、関税法基本通達 8 -

新旧対照表

【特例法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1 の(1)の口及び(2)並びに 9 の 2 - 1 の規定を準用する。なお、同項の規定の適用は、関税の賦課決定の期間経過又は徴収権の時効消滅等のおそれのある場合を除き、原則として犯則処分の結果をまつて行うこととする。</p> <p>(2) 上記(1)の規定により作成する賦課決定通知書（原本）には、譲受の事実を証明するに足る書類（例えば、ビル・オブ・セール）帳簿の写し等の証拠書類を添付しておく。</p> <p>(3) 上記(1)の規定により作成する納税告知書の納付の目的欄には、地位協定特例法第 12 条第 3 項扱いである旨を記入するとともに、当該告知書の申告番号欄に賦課決定通知書の番号を記入する。</p> <p>(4) 保税地域に入れられた無許可譲受物品を差し押された場合には、その物品が入れられている保税地域の被許可者に当該物品を保管させることとし、落札者による公売物品の引取りはその差押前の保管料を当該保税地域の被許可者に<u>支払った後</u>でなければ行うことができない旨を公売前に公告しておく。</p> <p>(5) 同項の規定により関税等を徴収する場合においては、指定地外において検査を行うときであっても、当該事務は関税法第 100 条に規定する指定地外検査手数料を徴収すべき事務とはならない。</p>	<p>1 <u>（賦課決定の手続）</u>の(1)の口及び(2)並びに 9 の 2 - 1 <u>（納税の告知の方法）</u>の規定を準用する。なお、同項の規定の適用は、関税の賦課決定の期間経過又は徴収権の時効消滅等のおそれのある場合を除き、原則として犯則処分の結果をまつて行うこととする。</p> <p>(2) 上記(1)の規定により作成する賦課決定通知書（原本）には、譲受の事実を証明するに足る書類（例えば、ビル・オブ・セール）帳簿の写し等の証拠書類を添付しておく。</p> <p>(3) 上記(1)の規定により作成する納税告知書の納付の目的欄には、地位協定特例法第 12 条第 3 項扱いである旨を記入するとともに、当該告知書の申告番号欄に賦課決定通知書の番号を記入する。</p> <p>(4) 保税地域に入れられた無許可譲受物品を差し押された場合には、その物品が入れられている保税地域の被許可者に当該物品を保管させることとし、落札者による公売物品の引取りはその差押前の保管料を当該保税地域の被許可者に<u>支払った後</u>でなければ行うことができない旨を公売前に公告しておく。</p> <p>(5) 同項の規定により関税等を徴収する場合においては、<u>その徴収事務が執務時間外にわたり、又は指定地外において検査を行うときであっても、当該事務は関税法第 100 条((手数料))に規定する臨時開庁手数料又は指定地外検査手数料を徴収すべき事務とはならない。</u></p>